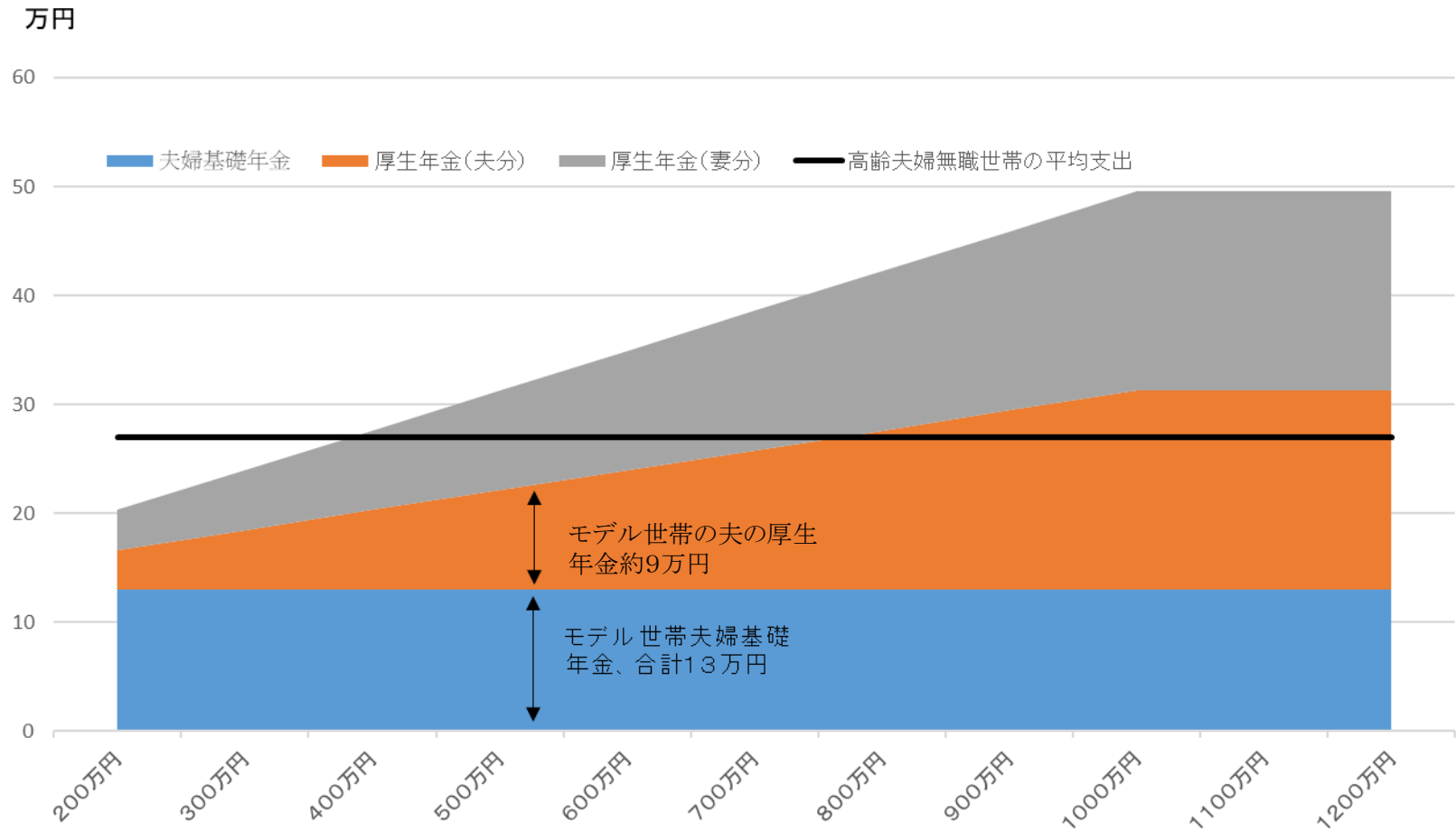


人生100年時代の 年金と 資産運用戦略

田村正之 日本経済新聞社編集委員、日本証券アナリスト協会検定会員(CMA)、CFP®認定者。日本年金学会幹事。近著に「人生100年時代の年金戦略」「税金ゼロの資産運用革命」「はじめての確定拠出年金」「老後貧乏にならないためのお金の法則」(いずれも日本経済新聞出版社)、共著に「日本会社原論」(岩波書店)など。講師歴に立正大学(パーソナルファイナンス概論、非常勤)、一橋大学(寄付講座、アセットマネジメント論)、早稲田大学エクステンションセンター(老後資産形成)など。田村優之の筆名での小説で開高健賞、経済小説「青い約束」(原題「夏の光」で松本清張賞最終候補作)は14万部超のベストセラー

年金はつくるもの。夫婦でたくさん働けば増えていく

(40年加入の場合の月額、簡易計算)



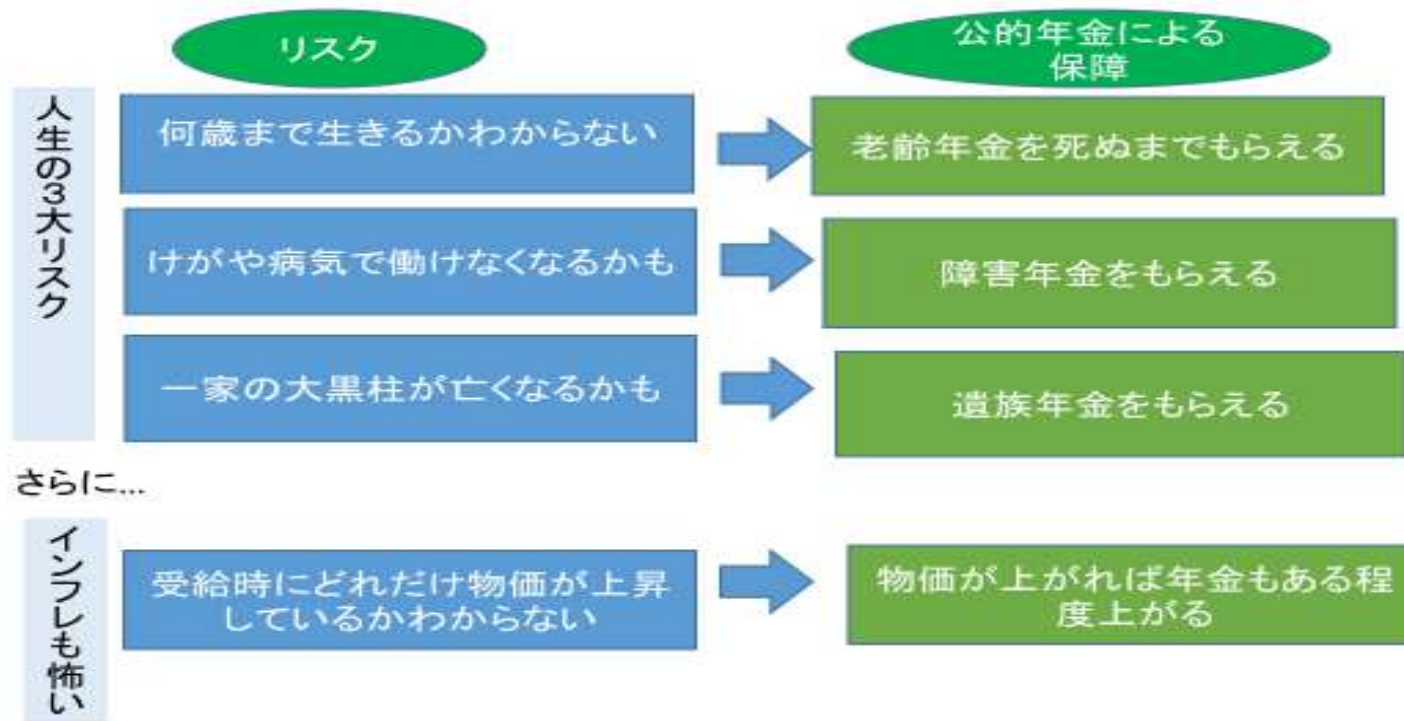
現役時代の平均年収(夫婦それぞれの金額、賞与含む)

年金を考えるすべての出発点＝年金は「長生きリスク」などに備える保険

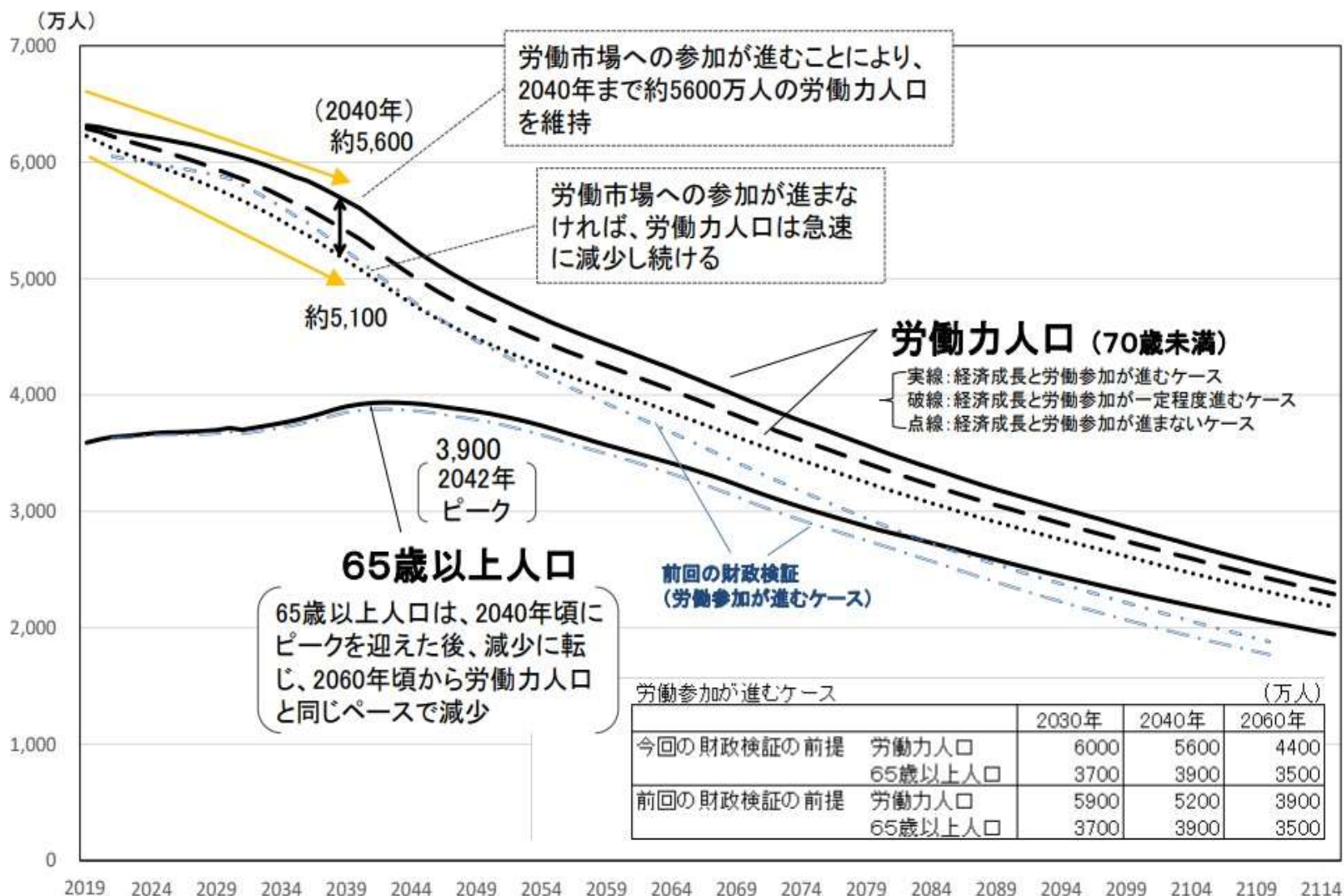
厚生年金保険法

第一条 この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

公的年金は人生のリスクを総合的に保障する仕組み



受給者がずっと増え続けるわけではない



注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

2: 労働力人口は、被用者年金の被保険者とならない70歳以上を除く。

少子高齢化で年金はつぶれる？

<よく見る図>1人の高齢者を何人の現役世代が支える？

神輿型から肩車型へ。大変だ！

65歳以上

20～64歳

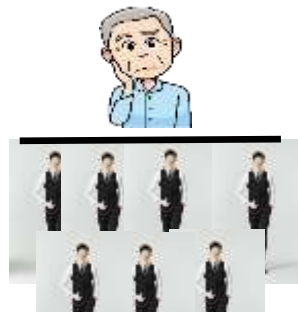
<年金財政でより重要なのは？>1人の就業者が、何人の非就業者を支える？

比率はあまり変わらない

非就業者

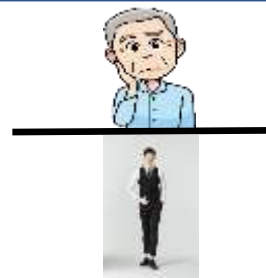
就業者

1980年

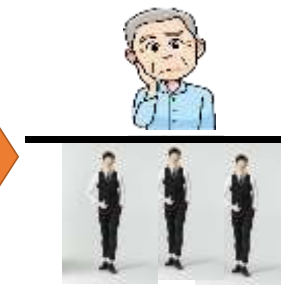


6・6人で支える

1・1人を支える

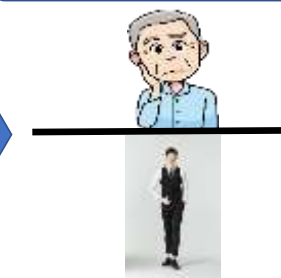


2010年



2・6人で支える

1・03人を支える



2040年



1・4人で支える

1・1人を支える



労働力調査、国立社会保障・人口問題研究所（2017年統計）など計から筆者作成

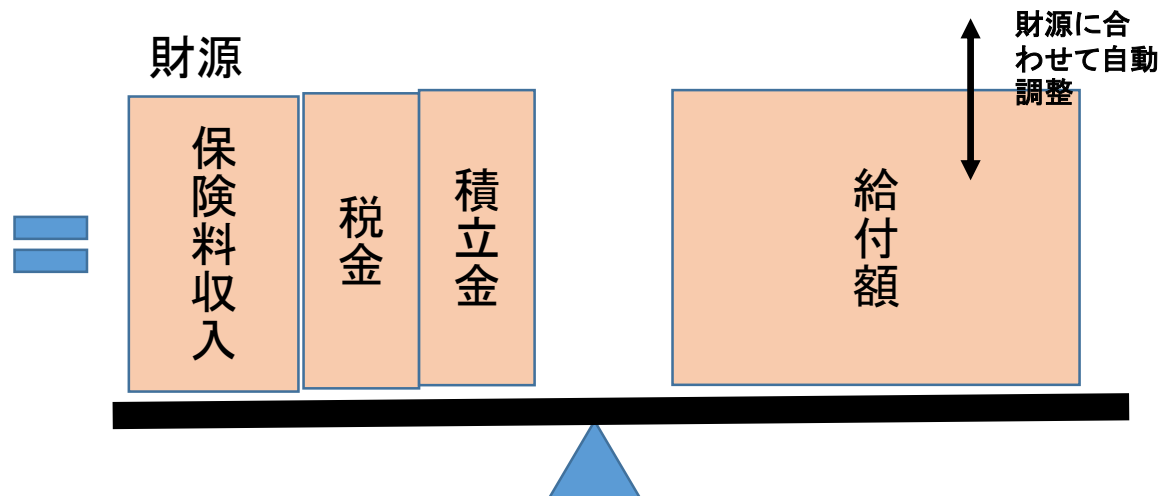
少子高齢化は何十年も前からわかっていた→年金財政でかなり手当て済み

1、上限を固定したうえでの保険料の引き上げ

2、基礎年金への税金の負担比率を2分の1に引き上げ

3、積立金の活用

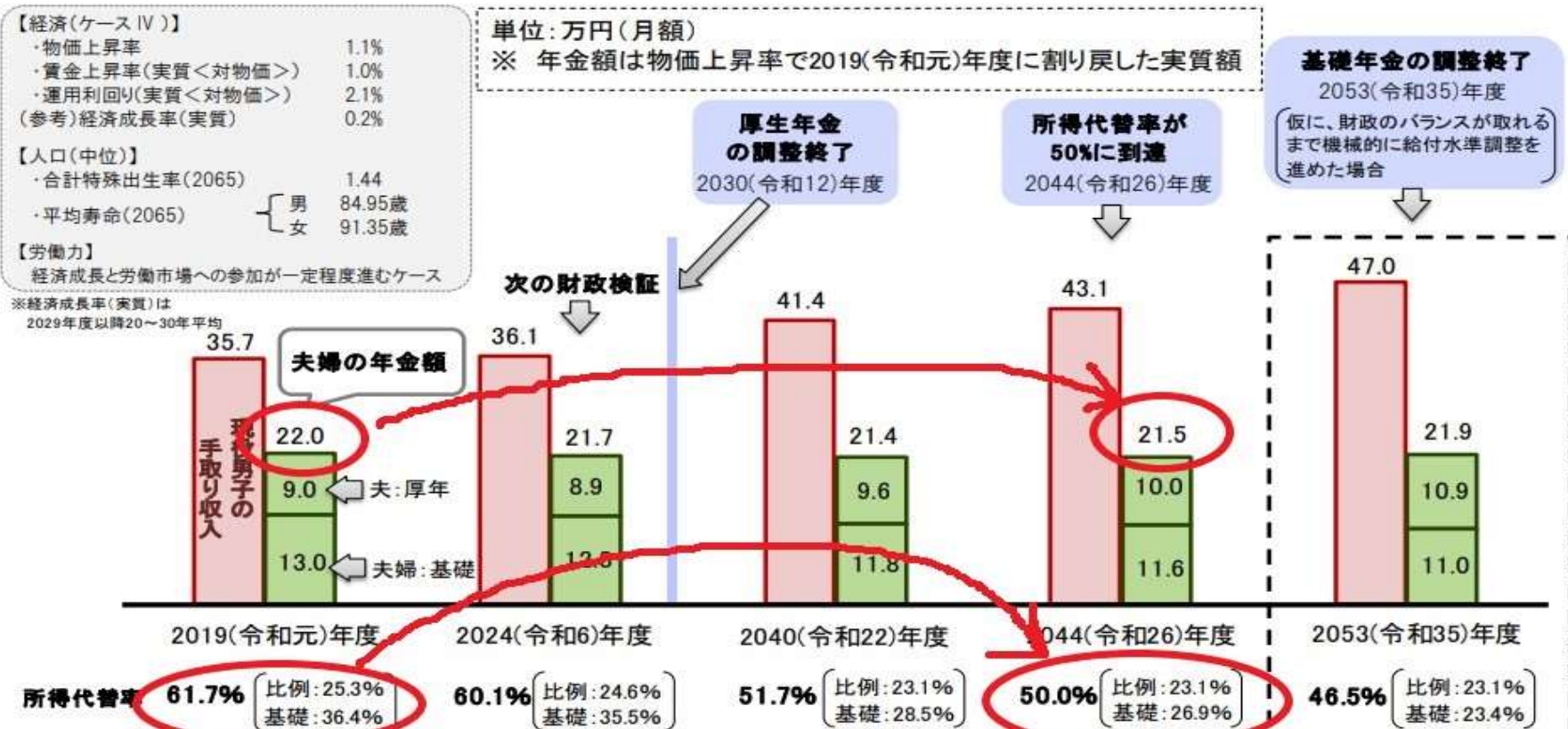
4、財源の範囲内で給付水準を自動調整するマクロ経済スライドの導入



所得代替率の低下ほど年金の実額(現在価値に換算)は減らない

2019(令和元)年財政検証の結果について< 経済:ケースⅣ 人口:中位 >

- マクロ経済スライドによる調整で2044(令和26)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2053(令和35)年度』、『厚生年金で2030(令和12)年度』で終了し、『所得代替率46.5%』になる。
- 一方、所得代替率が50%に到達する2044(令和26)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても概ね横ばい。



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。

無断複製、転載、転用を禁ず。日本経済新聞社 版元局

老齢年金も払った分より受給額が多い

* 払った保険料は自分の拠出額のみで、会社が折半している分は含まず

<経済：ケースE 人口：中位>

平成27 (2015) 年 における年齢	(生年)	厚生年金（基礎年金を含む）					国民年金			(参考) 高齢者のうち高齢者の み世帯等に所属す る人の割合 (40歳時点)
		保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍 率 ②／①	65歳以降給付分（再掲）		保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍 率 ②／①	
					年金給付額 ②'	倍率 ②'／①				
		万円	万円		万円		万円	万円	%	
70歳 [2010年度時点で換算]	(1945年生)	1,000	5,200	5.2	4,400	4.3	400	1,400	3.8	35.1
65歳 [2015年度時点で換算]	(1950年生)	1,100	4,700	4.1	4,100	3.6	400	1,200	2.9	39.5
60歳 [2020年度時点で換算]	(1955年生)	1,400	4,600	3.4	4,300	3.2	500	1,200	2.3	44.2
55歳 [2025年度時点で換算]	(1960年生)	1,600	5,000	3.0	4,900	3.0	700	1,300	2.0	48.8
50歳 [2030年度時点で換算]	(1965年生)	1,900	5,300	2.8	5,300	2.8	800	1,400	1.8	51.3
45歳 [2035年度時点で換算]	(1970年生)	2,200	5,600	2.6	5,600	2.6	900	1,400	1.7	53.2
40歳 [2040年度時点で換算]	(1975年生)	2,400	5,900	2.4	5,900	2.4	1,000	1,500	1.5	54.3
35歳 [2045年度時点で換算]	(1980年生)	2,700	6,300	2.4	6,300	2.4	1,000	1,600	1.5	54.5
30歳 [2050年度時点で換算]	(1985年生)	2,900	6,800	2.3	6,800	2.3	1,100	1,700	1.5	54.4
25歳 [2055年度時点で換算]	(1990年生)	3,200	7,400	2.3	7,400	2.3	1,200	1,800	1.5	54.2
20歳 [2060年度時点で換算]	(1995年生)	3,400	7,900	2.3	7,900	2.3	1,300	2,000	1.5	53.8

(注) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を賃金上昇率を用いて65歳時点の価格に換算したものをさらに物価上昇率を用いて現在価値（平成26年度時点）に割り引いて表示したもの。

(注) 「高齢者のうち高齢者のみ世帯等に所属する人の割合」は、65歳以上人口に占める世帯主が65歳以上の単独世帯又は夫婦のみ世帯人員数割合。（「国勢調査」、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」、「日本の世帯数の将来推計(平成25年1月推計)」から算出）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)

3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
※ 企業型DC: 厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC (iDeCo): 公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

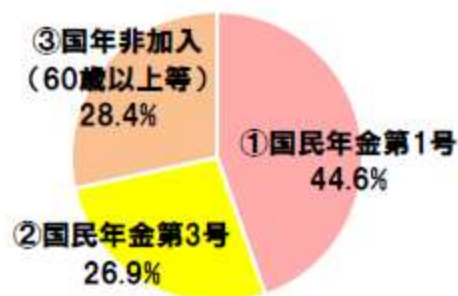
- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体的な年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

改正年金法の主な施行時期（○は公的、●は私的年金）	
2020年10月	●事業主が個人型確定拠出年金（イデコ）に掛け金を上積みできる「イデコプラス」の対象企業を従業員100人以下から300人以下に拡大
2022年4月	○繰り下げ受給の上限を70歳から75歳に延長、増額率は1カ月ごとに0.7%を維持）、繰り上げ受給は最大60歳までは変わらず減額率を同0.5%から0.4%に
	○65歳未満の在職老齢年金の減額基準を28万円から47万円に緩和
	○65歳以降も厚生年金に加入継続するなら在職中でも毎年年金が増える「在職定時改定」導入
	●受給開始時期の上限をイデコ・企業型確定拠出年金（企業型DC）ともに75歳に引き上げ
2022年5月	●イデコの加入上限を65歳未満に、企業型DCは同70歳未満に
2022年10月	○101人以上の会社で週20時間以上30時間未満の短時間労働者も厚生年金の加入対象に（※）
	●企業型DC導入企業でもイデコ併用が容易に
	●企業型DC導入企業で従業員が自分で上積みする「マッチング拠出」導入企業の場合、従業員がイデコと選択可能に
2024年10月	○※を51人以上の会社に拡大

週20-30時間・月収8.8万円以上の
パート労働者の被保険者区分



個人の受益と負担

※ 月収8.8万円(年収106万円)の場合

	厚生年金保険料	健康保険料	増える報酬比例部分の年金額(目安)	医療保険給付
20年間加入	月額8,100円	月額4,400円	月額 9,000円/年額108,600円 × 終身	医療費給付 + 傷病手当金 出産手当金
10年間加入	月額8,100円	月額4,400円	月額 4,600円/年額54,700円 × 終身	
1年間加入	月額8,100円	月額4,400円	月額 500円/年額5,400円 × 終身	

① 単身者、自営業者の配偶者など (国民年金第1号被保険者、国民健康保険加入者)



厚生年金・健康保険被保険者
(月額・10年間加入の場合)



② サラリーマン家庭の主婦など (国民年金第3号被保険者、健康保険被扶養者)



厚生年金・健康保険被保険者
(月額・10年間加入の場合)



③ 高齢者(60歳以上)等 (国民年金非加入者、国民健康保険加入者)

※ 国民年金非加入者には、60歳以上の者のほか、20歳未満の者等も含まれる



厚生年金・健康保険被保険者
(月額・10年間加入の場合)



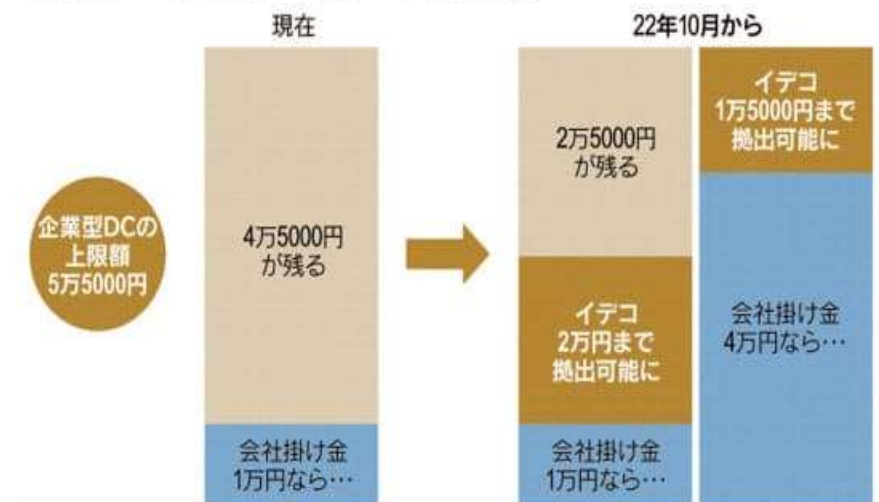
※ 図は報酬比例部分の年金額が増える分を示しているが、厚生年金の加入期間が480月(40年)に満たない者の場合は、更に経過的加算(基礎年金増に相当)が加算される。

イデコは2022年から大きく変わる

B 「イデコ加入65歳まで」は全員ではない



B 企業型DC導入会社でもイデコが併用可能に



企業型DCの枠やイデコの上限提出額は他に確定給付型などの企業年金がない会社の場合

C 60代前半から受給するとイデコと併用できない年金も

年金の種類	開始可能年齢	併用
イデコ	60歳	×
公的年金の繰り上げ	60~64	×
企業型確定拠出・確定給付	60	○
特別支給の老齢厚生年金	60~64	○

公的年金・私的年金の加入・受給の全体像 (黒字は現行、赤字が見直し内容)

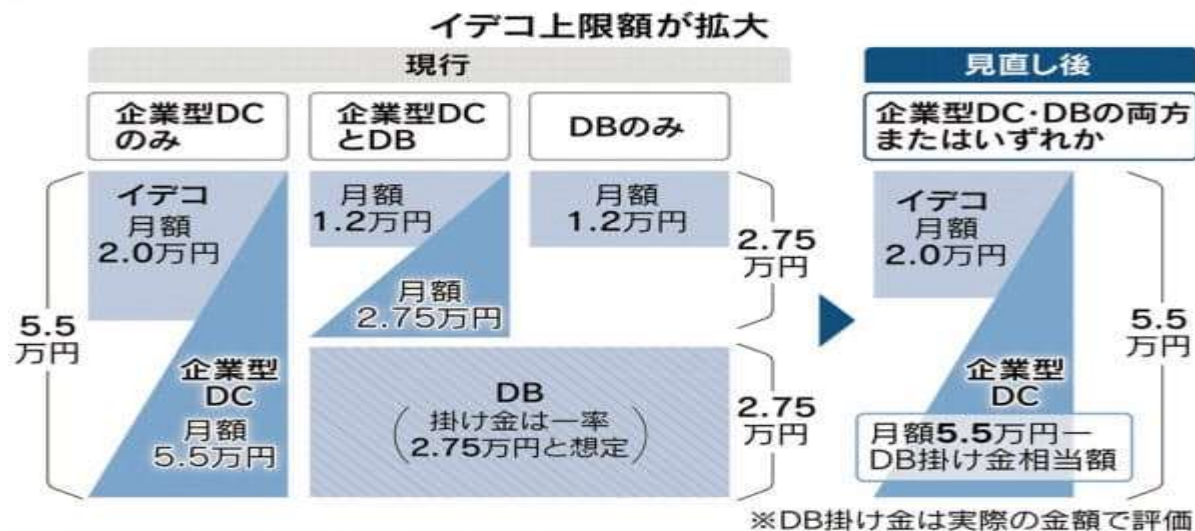
		20(※1)～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
公的年金	(1)国民年金被保険者				
	(2)厚生年金被保険者				
	(3)受給開始時期の選択				
私的年金	D B	(1)確定給付企業年金(DB)の加入者			
			厚生年金被保険者(70歳未満)が加入可能		
	D C	(2)確定給付企業年金(DB)の支給開始時期の設定			繰下げも可
			60～65(⇒70)歳の規約で定める年齢		
		(3)企業型確定拠出年金(企業型DC)の加入者			
			(※3)	厚生年金被保険者(70歳未満)が加入可能へ	
		(4)個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))の加入者			
				国民年金被保険者が加入可能へ	
		(5)確定拠出年金(DC)の受給開始時期の選択			

※1:20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は厚生年金被保険者・国民年金第2号被保険者となる。

※2:国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者:60歳未満、②第2号被保険者:65歳未満、③第3号被保険者:60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

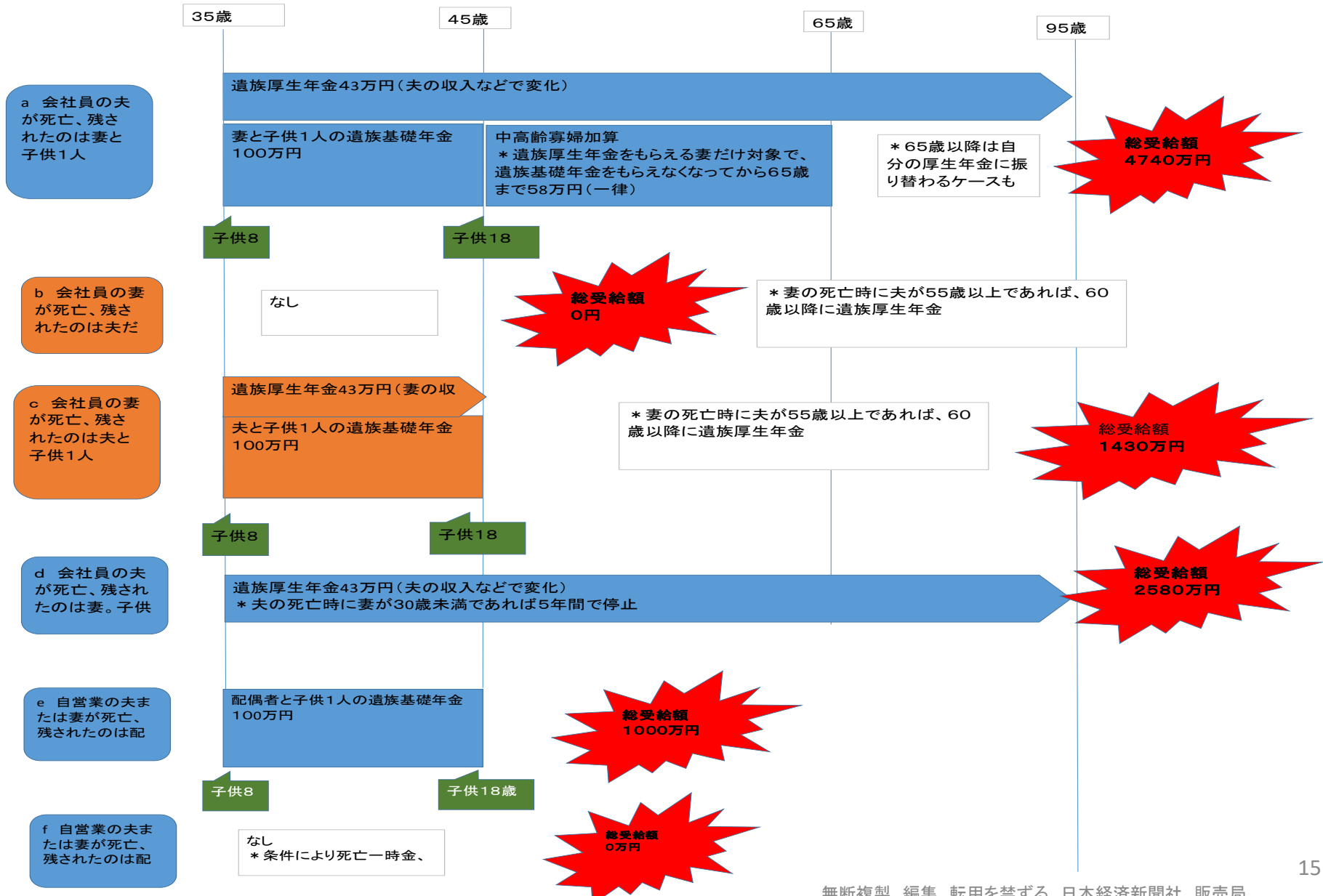
※3:60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる。

検討が始まったイデコのさらなる拡大案 早ければ22年から実施



遺族年金はこんなに違う

夫と妻（同年齢）のどちらかが35歳で死亡、子供がいる場合は8歳、夫と妻の死亡時までの平均年収はともに420万円と仮定。年金は一部の制度を省略、年金額は2019年度の金額でいずれも概算



遺族厚生年金は妻死亡時は薄い。共働きは妻死亡時の備えが必要かも

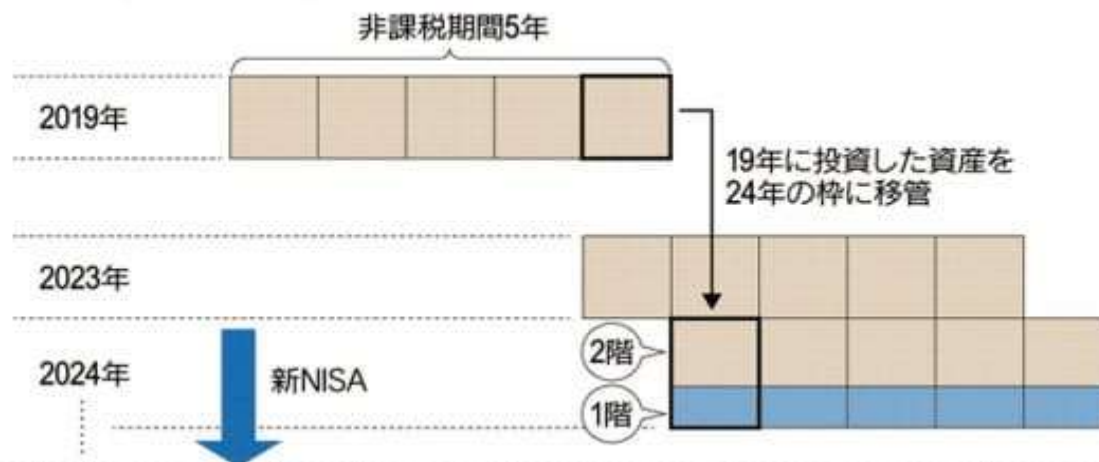
もらえる遺族年金は？ * すべて受給者は年収850万円以下が条件					
		亡くなった人			
		会社員など(第2号被保険者)		自営業(第1号被保険者)や専業主婦(夫、第3号被保険者)	
残された人	年金の種類	子あり(注1)	子なし	子あり(注1)	子なし
妻(夫が死亡)	遺族基礎年金	○	×	○	×
	遺族厚生年金	○	○(注3)	×	×
夫(妻が死亡)	遺族基礎年金	○	×	○	×
	遺族厚生年金	子が受け取る(注2)	△(注4)	×	×
(注1) 子ありの場合は子が18歳になった年度の末日まで。(注2) 注1の期間だけ受給(注3) 夫の死亡時に妻が30歳未満なら5年で打ち切り(注4) 妻の死亡時に夫が55歳以上の場合だけ60歳以降に支給					

夫が60歳未満で厚生年金加入中の妻が亡くなれば遺族年金は？			
夫55歳以上60歳未満、18歳年度末までの子あり	夫55歳以上60歳未満、18歳年度末までの子なし	夫55歳未満、18歳年度末までの子あり	夫55歳未満、19歳年度末までの子なし
夫に遺族基礎年金(子の18歳年度末までで終了)と遺族厚生年金	夫に遺族厚生年金(60歳以降に支給)	夫に遺族基礎年金、子に遺族厚生年金(ともに子の18歳年度末までで終了)	なし

A 改正後のNISAはこう変わる

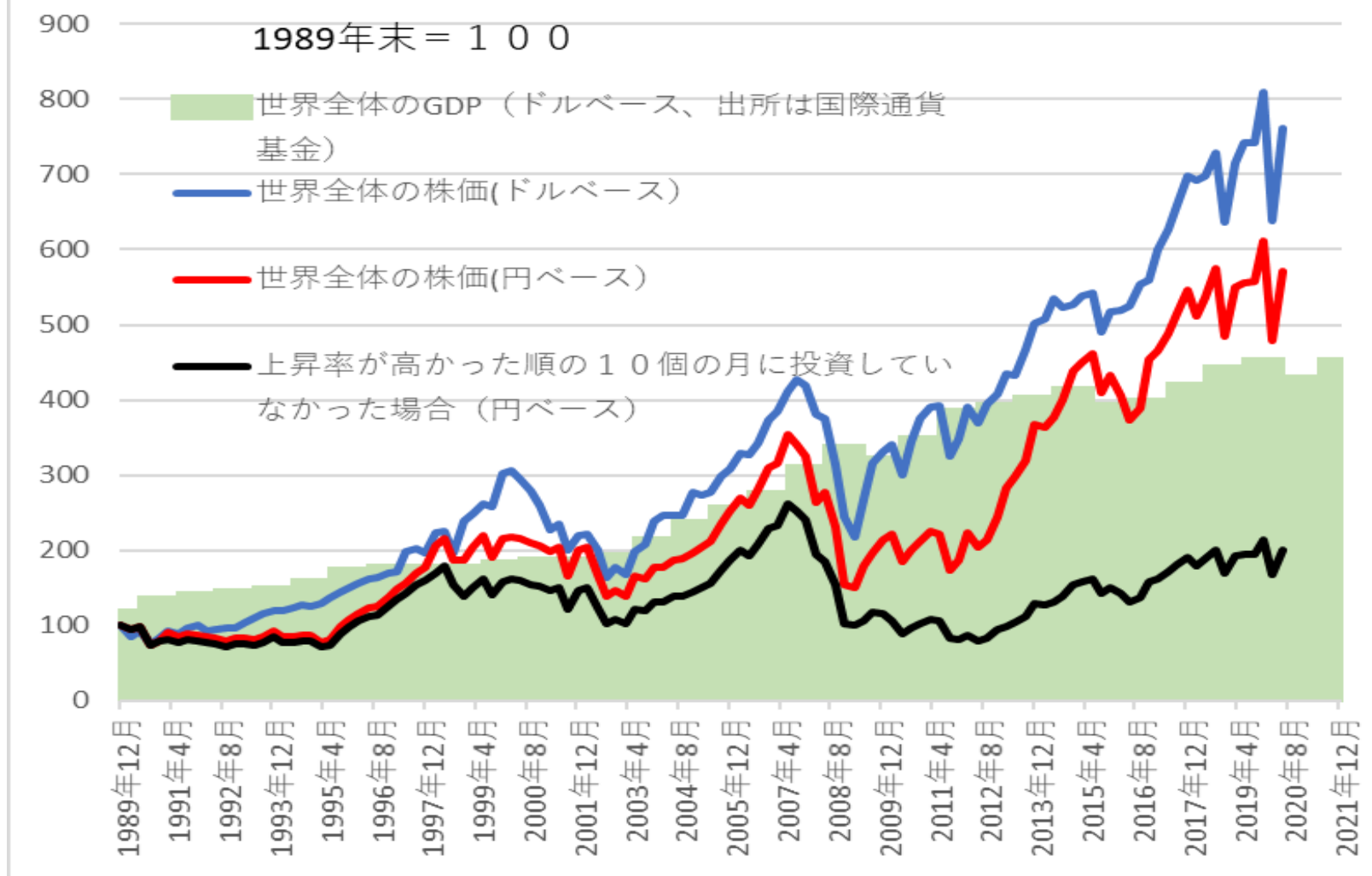


B ロールオーバーのイメージ

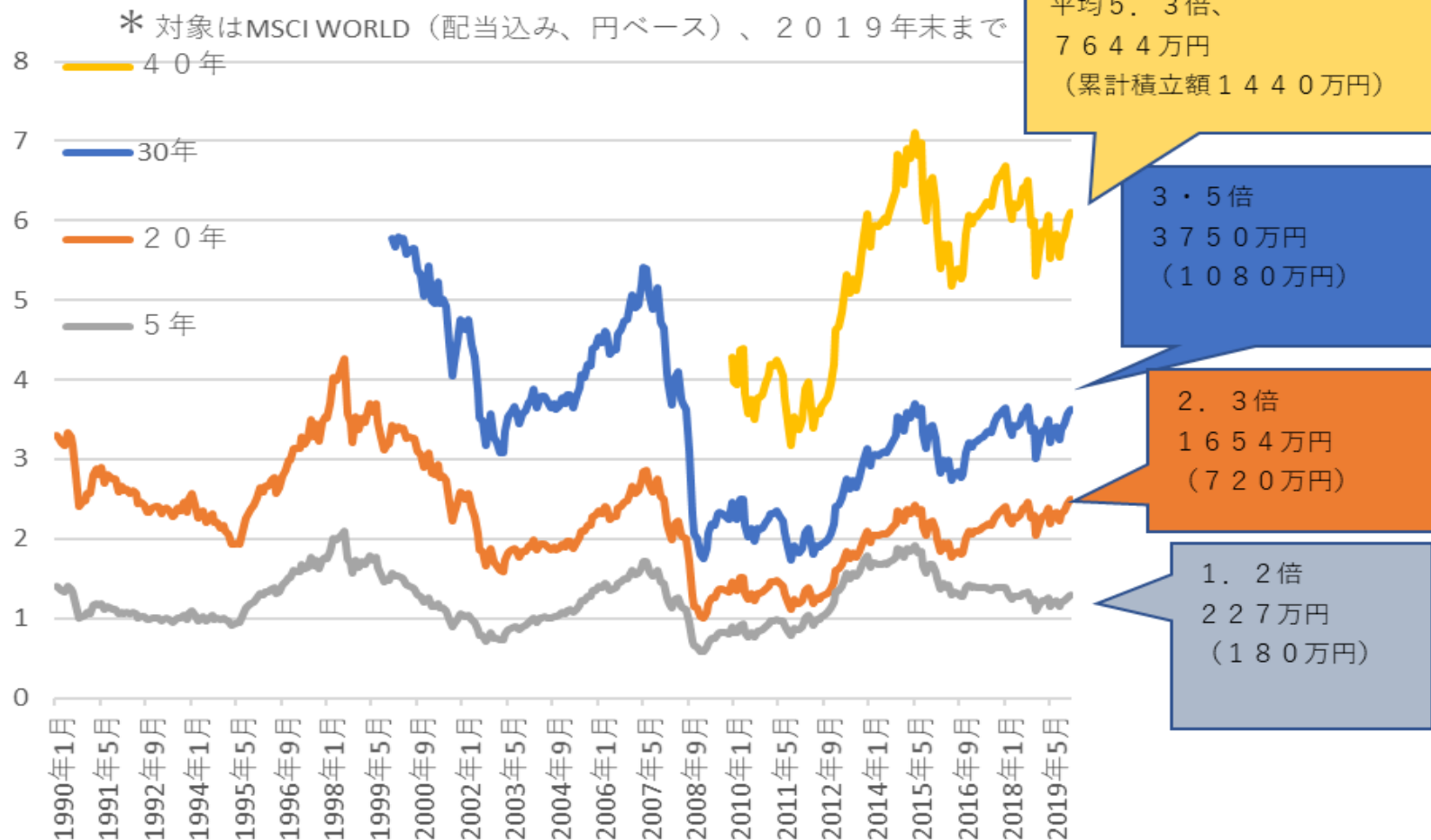


長期・分散・低コストを組み合わせれば投資は必ずしも怖くない

世界経済と株価の関係は？

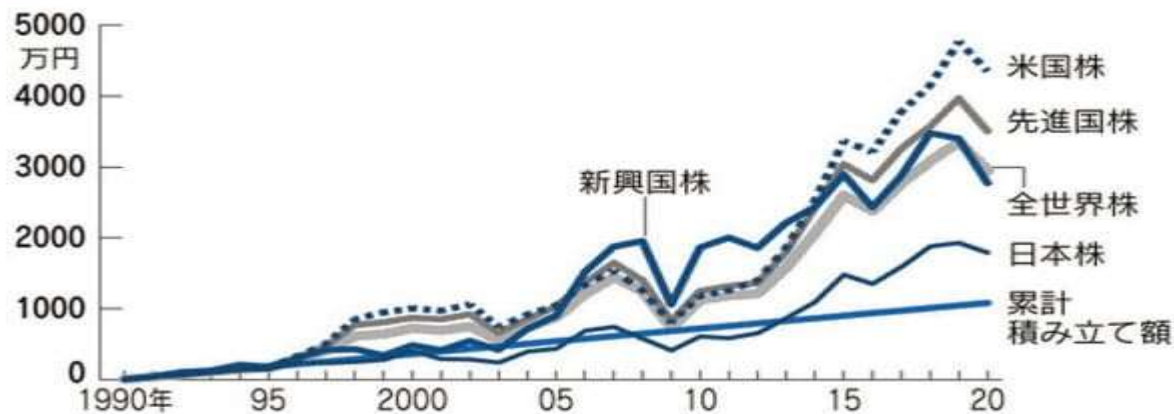


世界先進国株指数連動投信に各時点まで 3万円ずつ各期間積み立て投資すると...



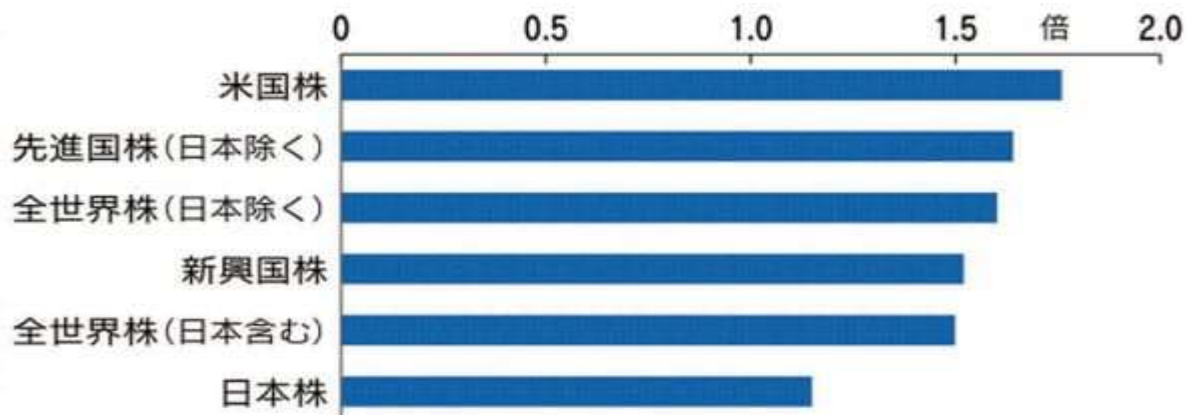
一番大きく増える指数は何？

B 各指数の連動投信に月3万円、30年積み立て投資した資産は？



(注) 米国株はS&P500種株価指数、先進国株はMSCI KOKUSAI(日本除く)、全世界株はMSCI ACWI(日本含む)、新興国株はMSCI EM、日本株は日経平均株価。すべて配当込み指数、円ベース

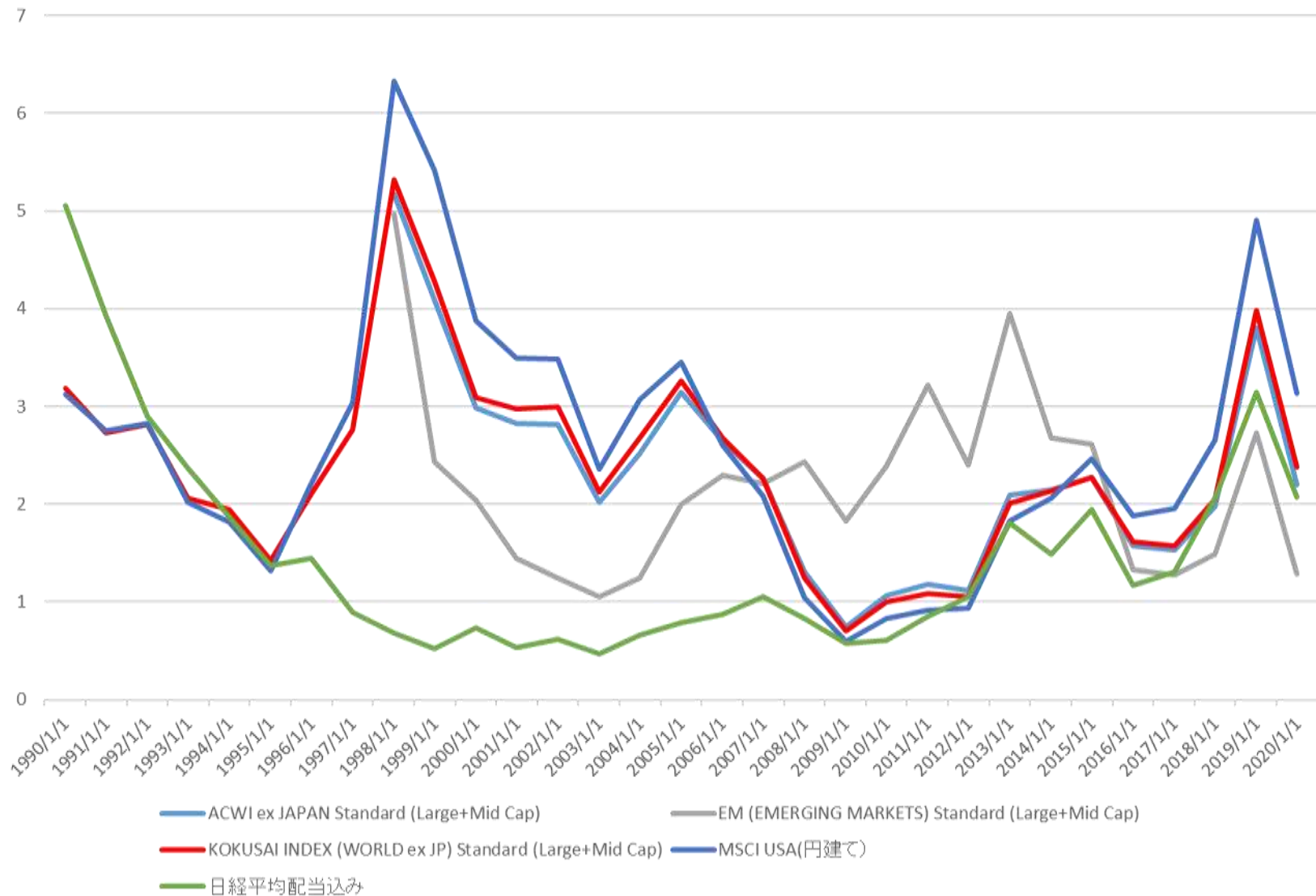
C 10年間の積み立て投資で平均何倍に？



(注) 集計可能な1987年12月以降、スタート時期を1カ月ごと期間をずらした10年間の平均。直近の10年間は2010年4月から20年3月

各時点まで10年持てば何倍に？

* 各年の3月末時点



失敗呼び込む「成長の罠」

成長＝株価上昇とは限らない

過去10年間、振るわなかった新興国株



失敗呼び込む「成長の罠」

過去30年でも新興国株は負け



株は怖い...と思わせた日本株の長期下落。
しかし日本株はすでに歴史的調整を終えている。
でも、日本株だけにこだわる必要はない(資産の一部として持つ
のがセオリー)



ニッセイ基礎研究所の井出真吾氏作成

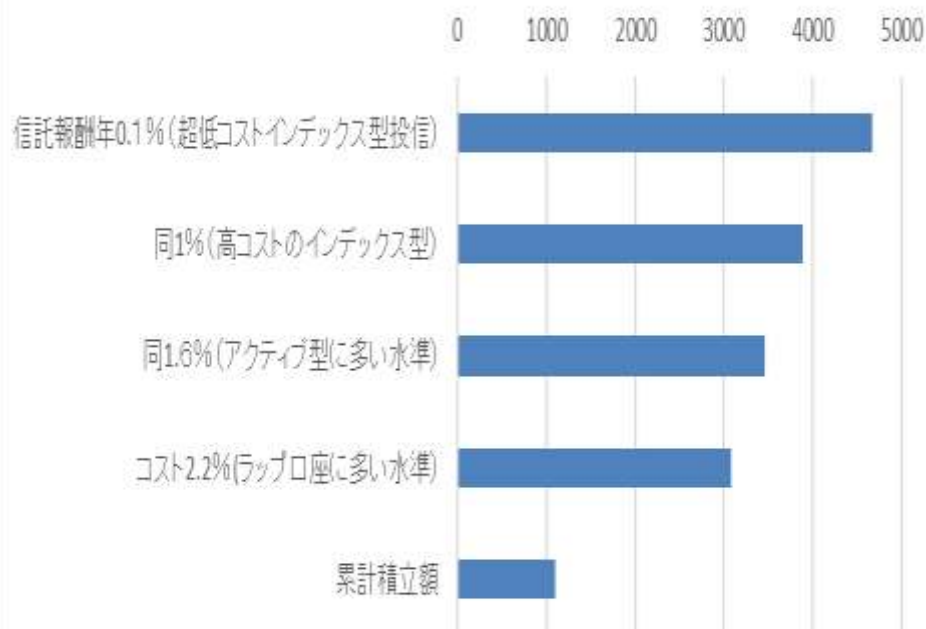
コストはとても大事

投信の種類（日本株投信の一般的なケース、コストは年率）			
	アクティブ(積極運用)型	インデックス(指数連動)運用型	
		通常のインデックス投信	ETF
運用の狙い	市場平均(指数)を上回ることを目指す (ただし実際は下回る投信の方が多い)	市場平均(指数)に連動	
上場の有無	非上場	上場	
販売手数料 (購入時に一度だけかかる)	0 - 3%	0%が多い	株式と同じ (ネット証券なら多くが0.1%程度)
信託報酬 (運用期間中毎日かかる)	×・・・平均で1.3%程度	0.2~0.4%程度	〇・・・0.1~0.2%程度

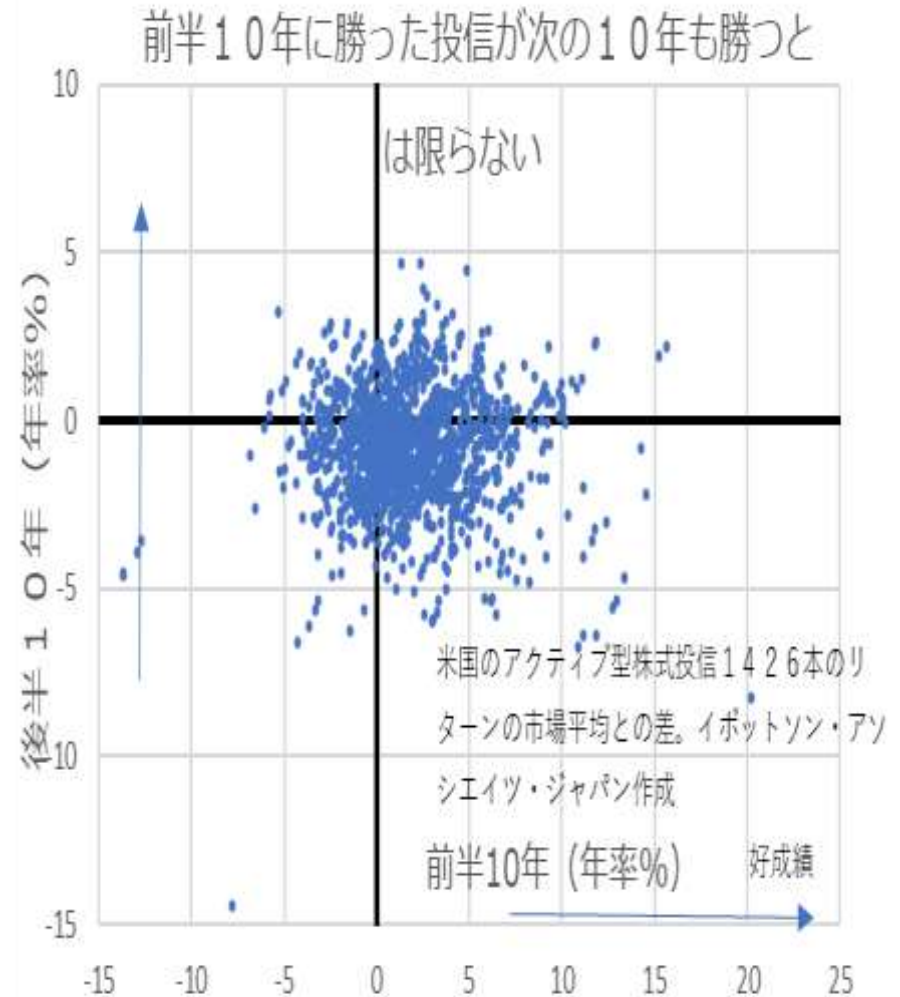
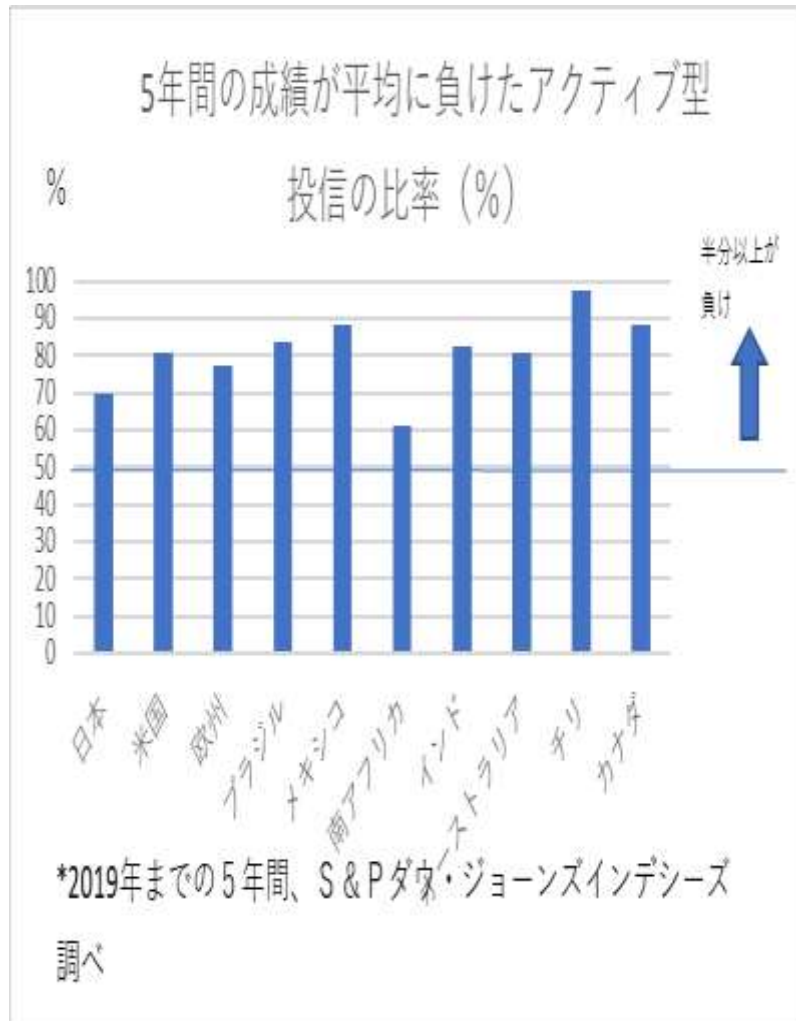
コスト差は長期で大きな影響

* 1990年から月3万円積立投資した場合の2020年8月末の資産。投資対象の値動きは先進国株指数(MSCI KOKUSAI、円ベース、配当込み)と同一と仮定

万円

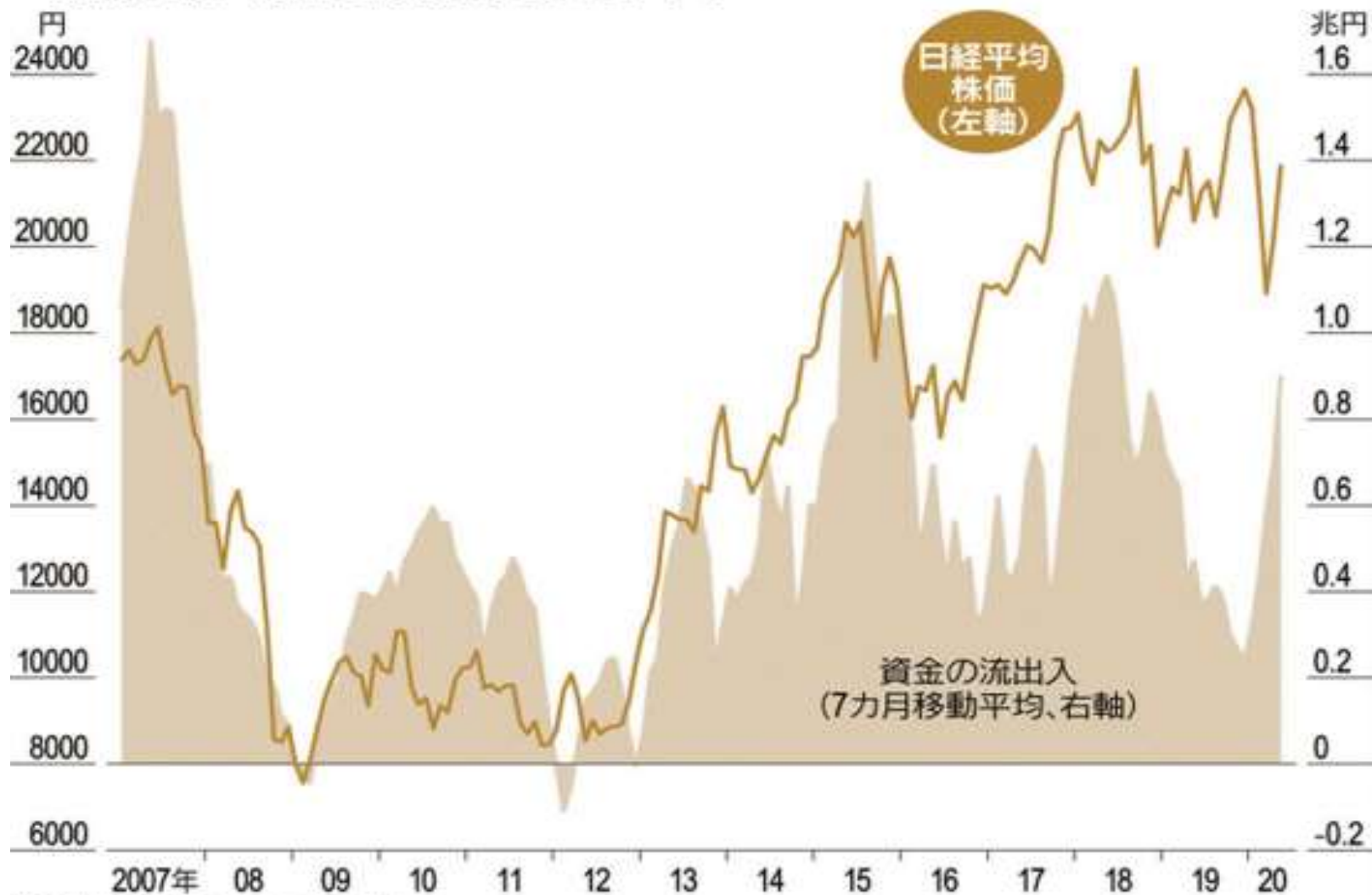


いいアクティブ型を選べ、と言われるが...



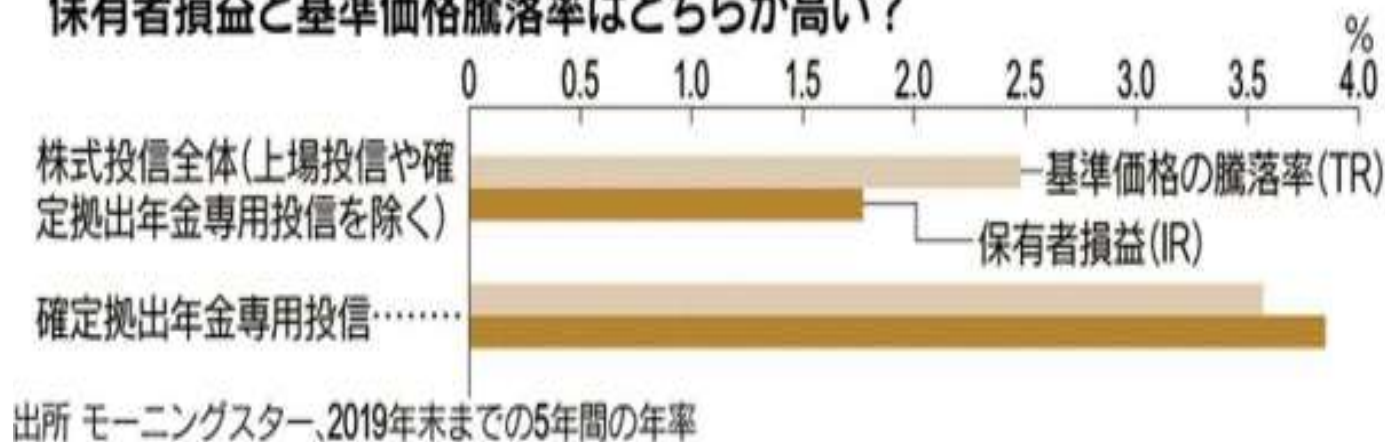
中には長期で平均に勝ってきたアクティブ型もある。それを事前に選ぶのは難しいが、選ぶ自信があれば挑戦するのも選択肢

株価が高い時期に投信は買われやすい

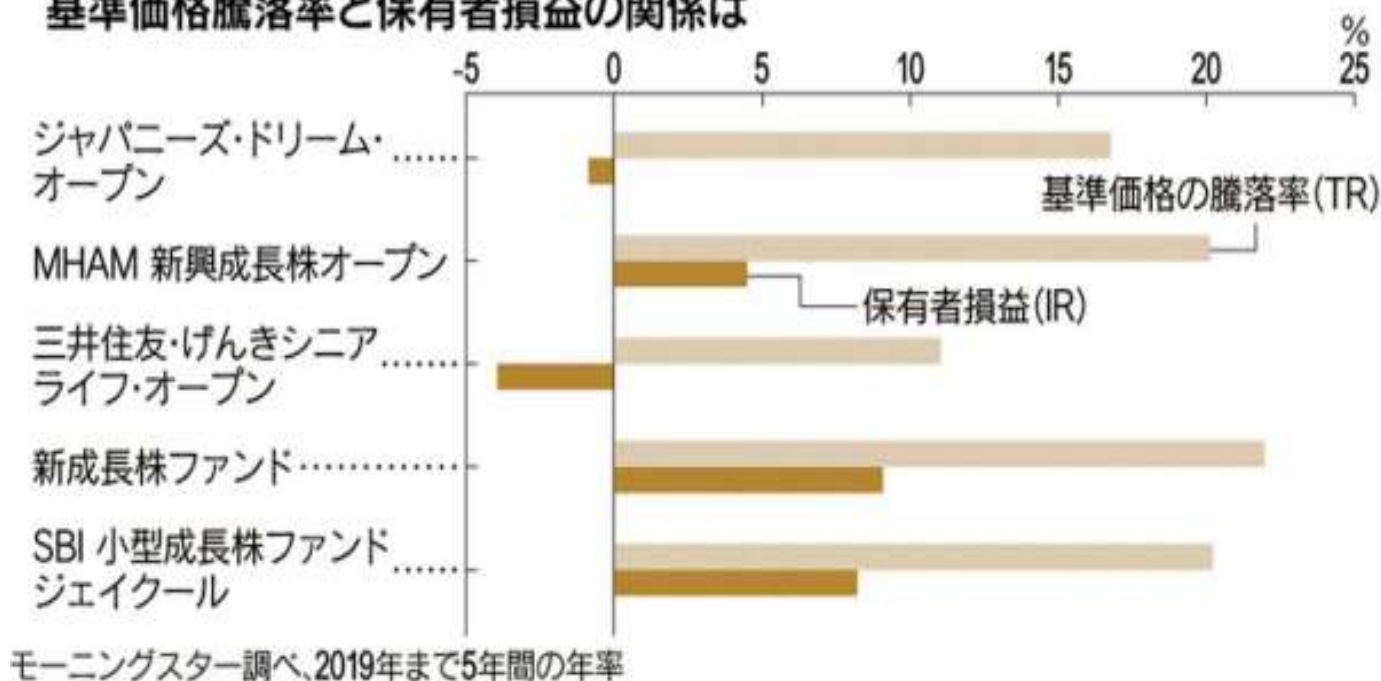


投資信託協会のデータから作成

保有者損益と基準価格騰落率はどちらが高い？



基準価格騰落率と保有者損益の関係は



「あてる投資」は必ずしも必要ではない！

投資家の
タイプ



次に何が上がるか
当てようとして
売買を繰り返す人



仕事を持っていて
忙しく、長期でゆっくり
老後の資産を作れば
いいと思う普通の人

まだ投資していない潜在的な層も含めると膨大？

膨大

必要な知識

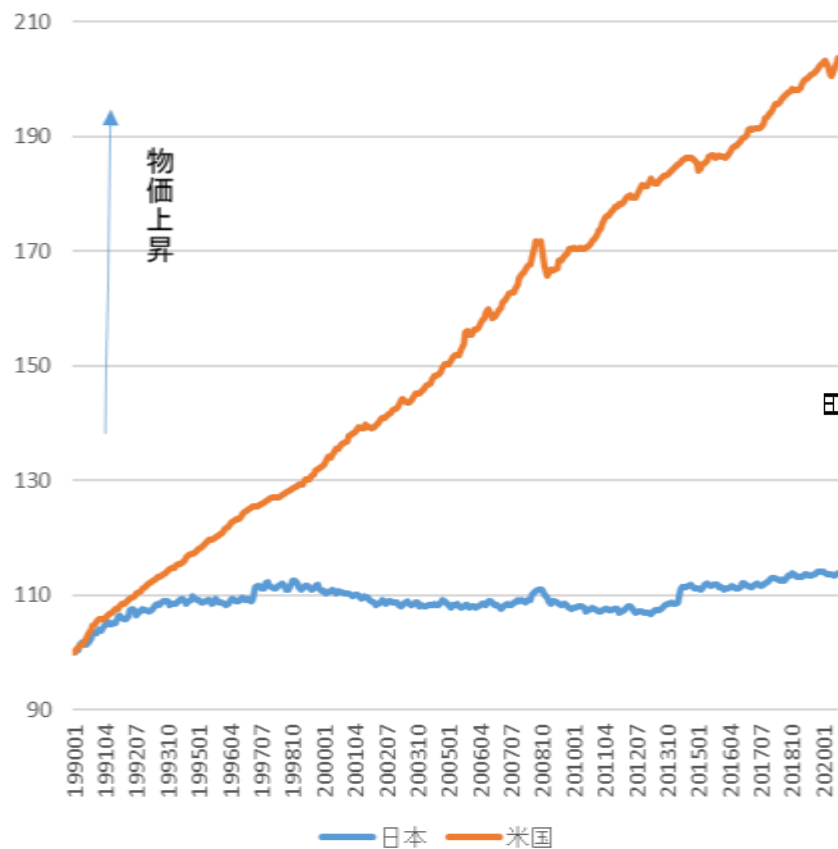
- チャートの読み方は？
- 国内外の金利は？
- 中国の景気は？
- ギリシャはユーロを離脱する？
- 〇〇が格下げになる？
- 円は下がる？
- バランスシートの中身は？
- 株価指標でみた割安度は？
etc

シンプル

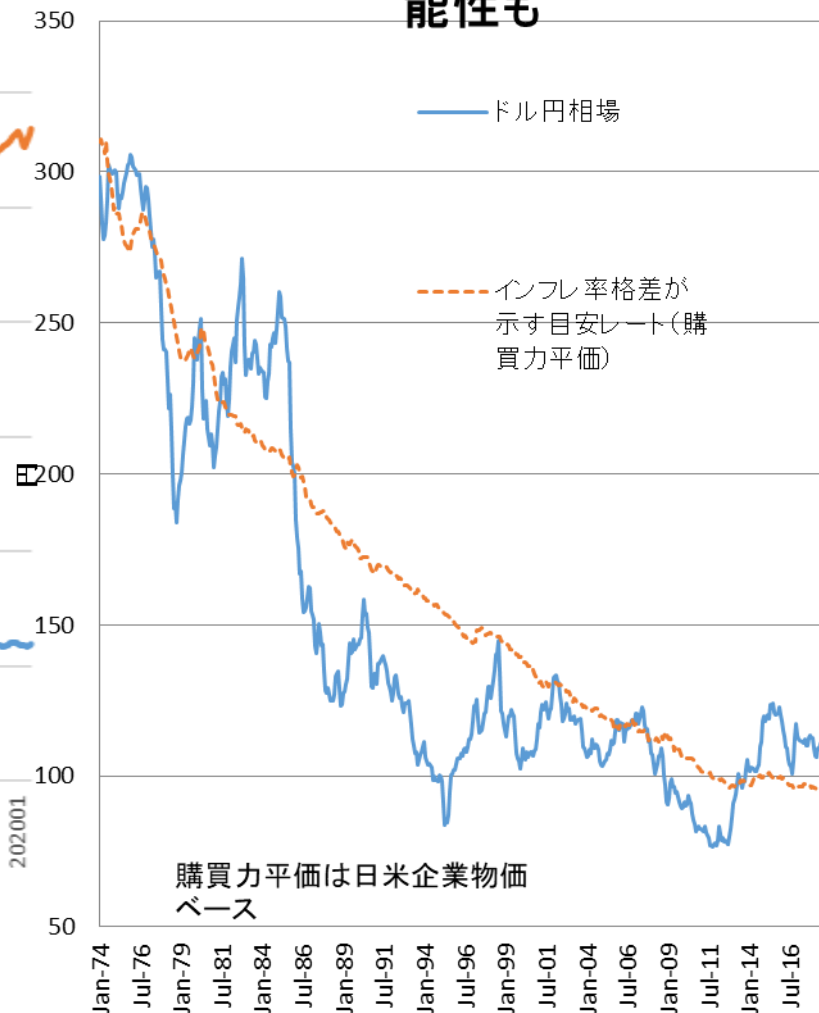
- ①長期
- ②時期と対象の分散
- ③低コスト

日米消費者物価の差は長期で拡大

※1990年1月=100

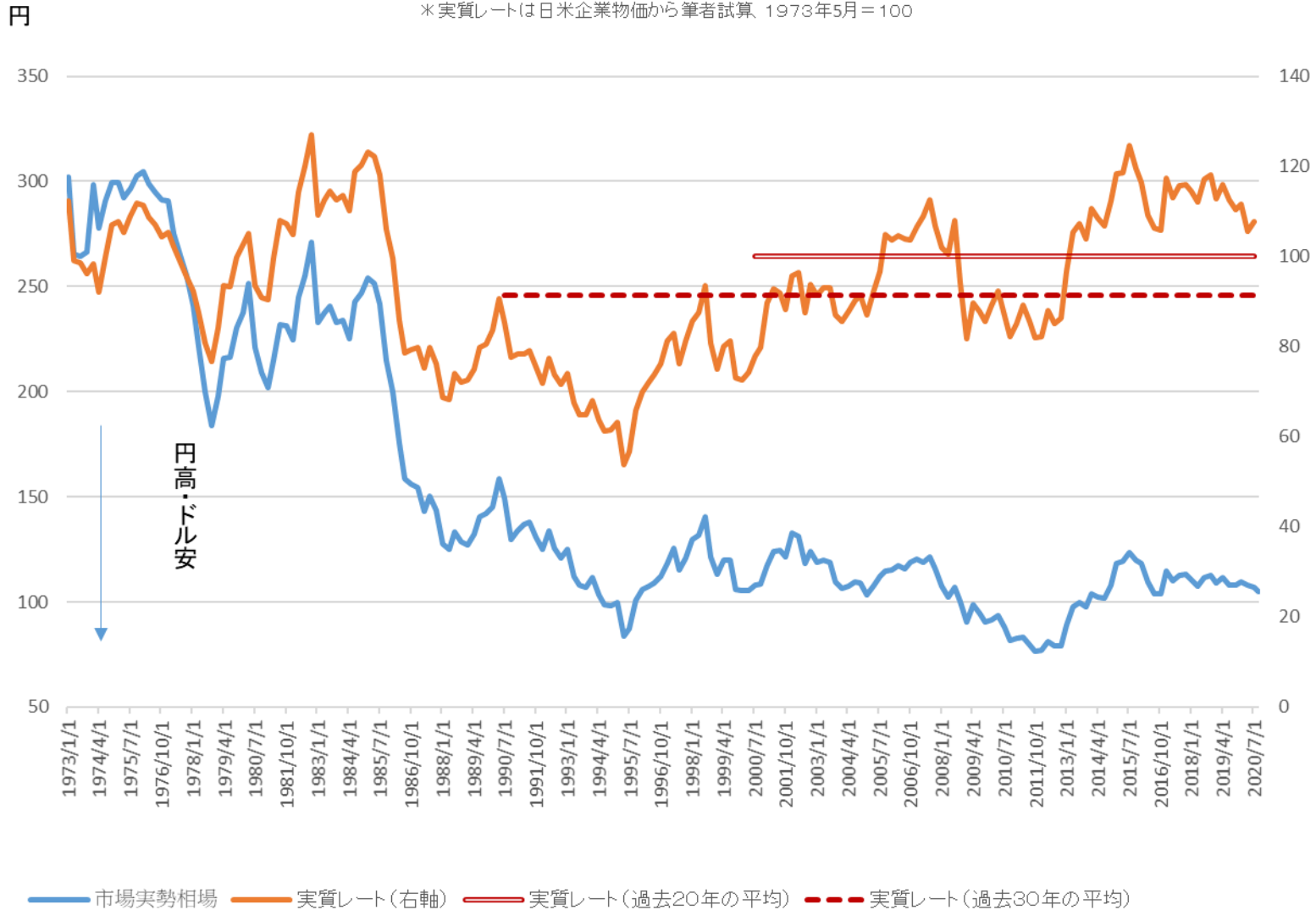


今後、円高方向への揺り戻しの可能性も



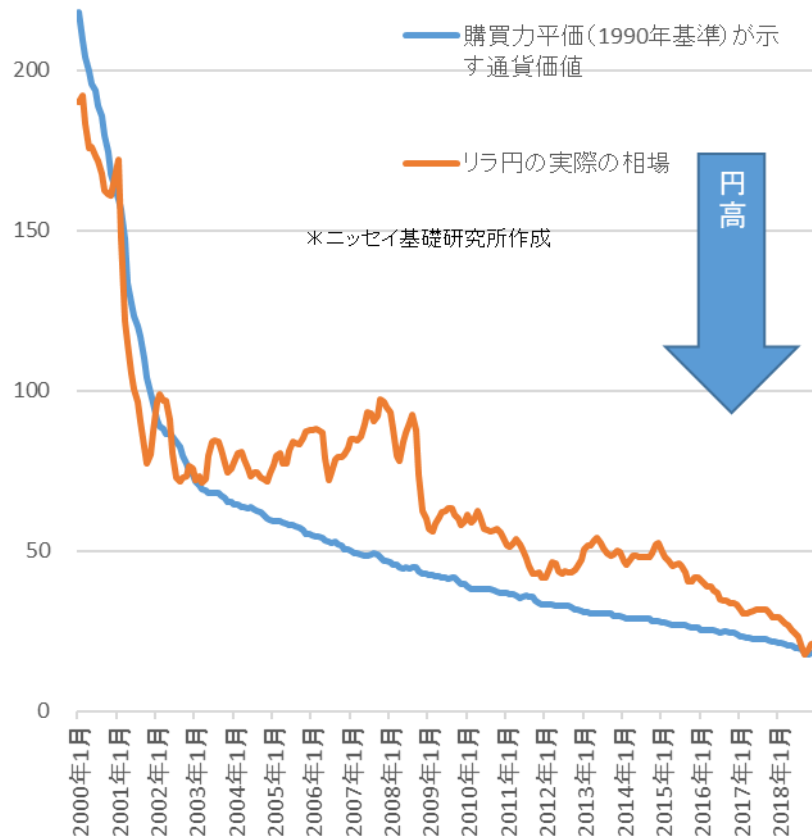
もう一つのドル円レート「実質」は何を示す？

＊実質レートは日米企業物価から筆者試算、1973年5月＝100



「高金利はお得」というウソ トルコリラの 長期下落は通貨価値の下落を反映

2501トルコリラ=円

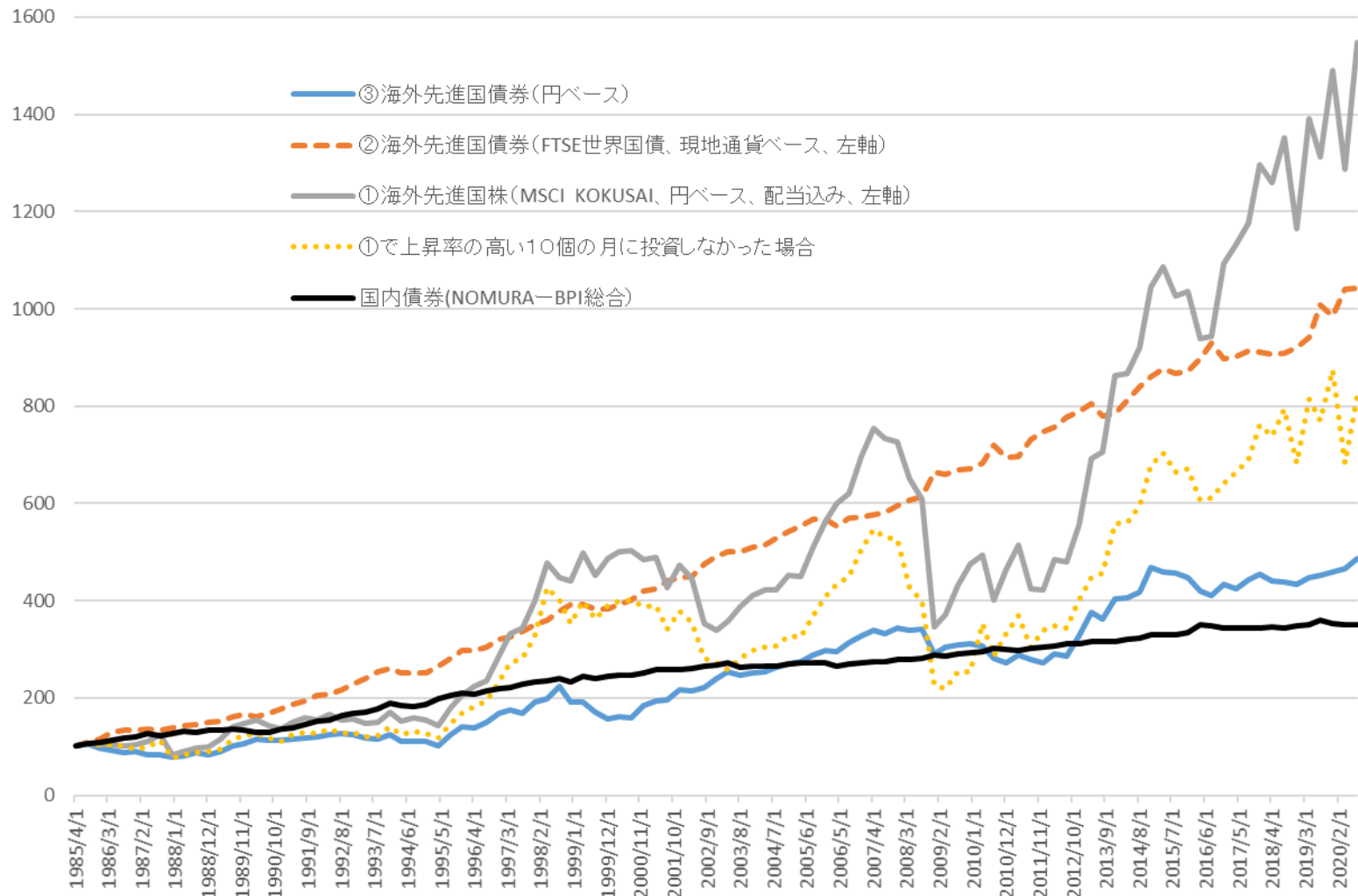


南アフリカランドは？

70 1南アランド=円



円高下でも目立つ外国株の上昇力



アセット・ロケーションで課税後の利益が変わる

株式投信(利回り6%)
100万円→課税口座

預貯金(利回り1%)
100万円→DC口座

利益4・8万円
(2割課税後)

+

利益1万円
(非課税)

=

利益5・8万円

株式投信(利回り6%)
100万円→DC口座

預貯金(利回り1%)
100万円→課税口座

利益6万円
(非課税)

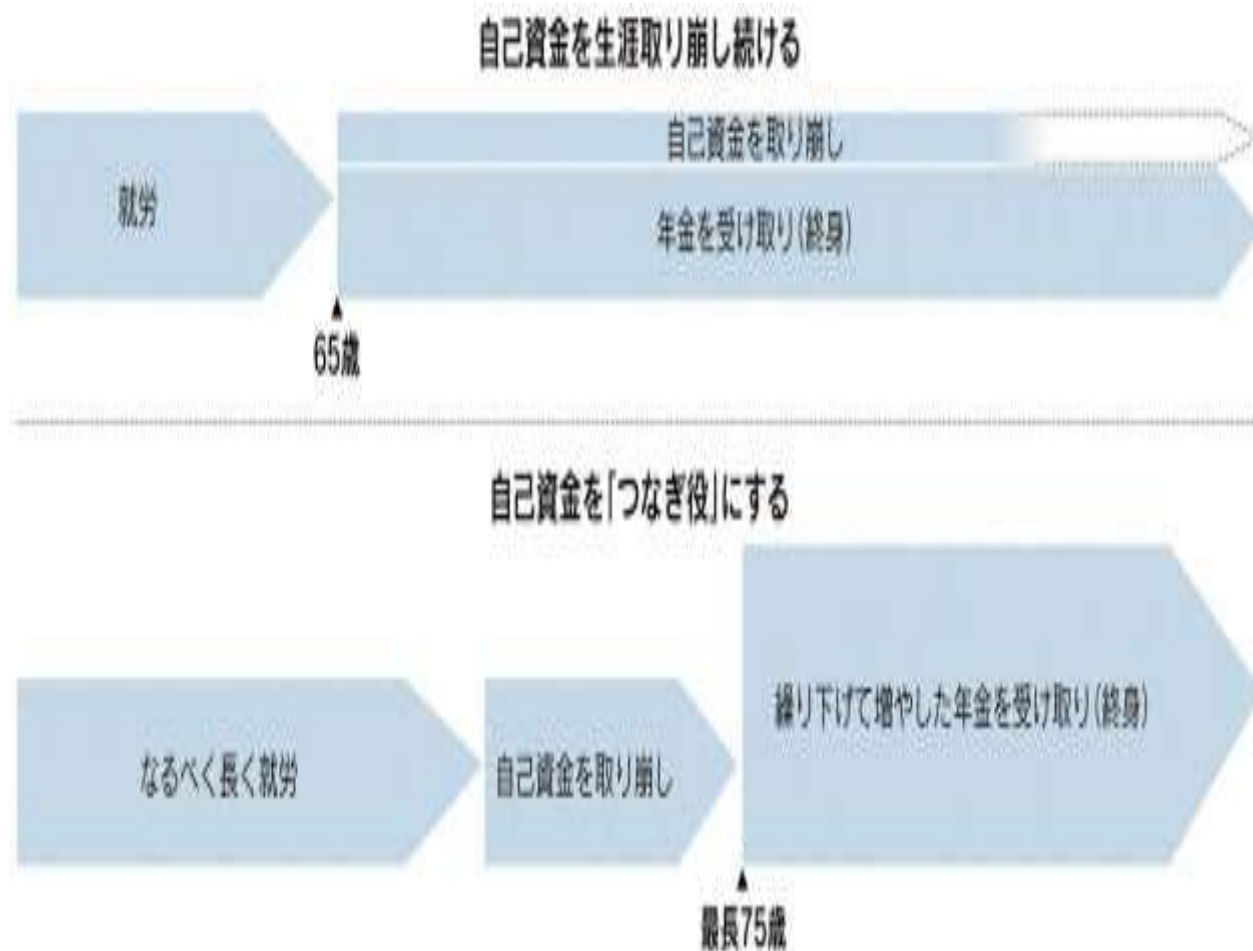
+

利益0・8万円
(2割課税後)

=

利益6・8万円

年金と自助努力の新しい関係は？



より詳しく知りたい方は（宣伝？笑）



18年11月発売。公的年金のフル活用術を解説！



18年1月発売。つみたてNISA、一般NISA、イデコ、企業型DC、資産運用とつみたて投資のノウハウを解説



2017年から対象者が大幅に拡大する個人型DC、重要性を増す企業型DCのツボと使い方



資産運用だけでなく、年金などの社会保障の徹底活用、保険や住宅ローンなどの支出減、失敗しない相続など、お金の問題を総合的に書いています



国債アナリストが主人公の経済小説。読むと金利の仕組みがわかります。14万部突破！（原題「夏の光」で松本清張賞最終候補）